

**地域密着型通所介護
重要事項説明書**

令和8年1月1日現在

1. 法人の概要

法人名 有限会社 愛・福祉サービス
法人所在地 横浜市保土ヶ谷区鎌谷町 32-22
設立日 平成17年1月18日
代表者 市川 雪梅
運営サービス内容 地域密着通所介護
訪問介護・横浜市介護予防・日常生活支援総合事業
住宅型有料老人ホーム

2. 事業所の概要

事業所名 愛・福祉デイサービス
事業所所在地 横浜市西区浅間町 2-98-5 小邑ビル 1階
電話番号 045-316-8018
FAX 番号 045-316-8016
事業者番号 1470301480
指定年月日 2015年7月1日
管理者 市川 雪梅
サービス提供地域 西区・中区・南区・保土ヶ谷区・神奈川区・磯子区

3. 事業所の職員体制

職種		常勤	非常勤	合計	資格
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握及び業務管理を一元的に行う	1名		1名	介護福祉士
生活相談員	利用者及びその家族との相談、利用者の申し込みの調整、通所計画書の作成・管理・評価 介護指導の連携	1名	1名	2名	介護福祉士
機能訓練指導員 看護職	心身の状況に応じ、日常生活に必要な機能の回復又はその維持・向上の為の訓練を行う プログラムの作成	名	3名	3名	看護師
介護職員	日常生活上の介護、健康保持の為の支援を行い送迎時の運転や付き添い その他活動プログラムへの協力	2名	5名	名	2級ヘルパー・介護福祉士

4. 営業日・営業時間及びサービス提供時間

- ① 営業日 月曜日～日曜日(祝祭日を含む)ただし12月29日～1月3日は休業
- ② 営業時間 午前 8:00～18:00 までとします。
- ③ サービス提供時間 午前 9:00-17:05

但し、通所介護時間に係わる送迎時間は含まないものとする。

延長サービスについては、相談に応じ。提供時間の10時間までは介護保対応とし、それを超えるものについては、介護保険外での対応とする。

5. 事業の目的及び運営方針

- ① 事業の目的 事業の実施にあたり、介護保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービス、その他の便宜を提供することにより、利用者の日常生活の便宜及び介護する方の負担の軽減を図ります。
- ② 運営の方針 利用者の意思及び人格を尊重し、独立した生活へのサポート
身体的だけではなく精神的にもサポートする
悪化の防止、予防に役立つようにサービスを提供する
守秘義務の厳守・地域福祉健康医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービス内容

「通所介護サービス」は事業者が管理運営している施設に通って、当施設において入浴・食事の提供・生活等に関する相談・助言、日常生活上のお世話及び機能訓練、口腔ケア、レクリエーション、健康チェック、送迎を行う。

7. 利用料金

①利用料 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割2割又3割です。

②利用料金表

令和7年7月1日現在

区分	単位数	単価・時間	1割利用者負担額	2割利用者負担額	3割利用者負担額
要介護1	783	10.72 8h以上 9h未満	840	1679	2518
要介護2	925		992	1984	2975
要介護3	1072		1150	2299	3448
要介護4	1220		1308	2616	3924
要介護5	1365		1464	2927	4390
入浴介助加算(I)	40		43	86	129
個別機能訓練加算(II)	56		60	120	180
中重度者ケア体制加算					
認知症加算					
サービス提供体制強化加算(III)	6		7	13	20
口腔機能向上加算(I)	150		161	322	483
介護職員処遇改善加算II			(介護報酬総単位数×9.0%)×10.72		
食費	1回700円				
おむつ	1枚150円				
尿とりパット	1枚30円				
おやつ・飲み物	無料で提供いたします				
送迎料	徴収いたしません(西区・中区・南区・保土ヶ谷区・神奈川区・磯子区)				

③お支払い方法 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。

※利用者の1回分の目安金額は¥ _____ です。 _____ は1回の料金について同意・確認しました。

代理人 _____ 本人とのご関係(_____)

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に事故、体調の急変、その他緊急事態が生じた時は、ご家族、主治の医師、救急機関、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、居宅介護支援事業者、市町村に早急に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

10. 秘密保持

作業員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。また、従業員が離職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

11. サービス内容に関する苦情・相談

- ① 神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)横浜市西区楠町 27-1 電話 045-329-3447
- ② 横浜市はまふくコール 電話 045-263-8084
- ③ 横浜市介護保険窓口高齢・障害支援課西区
中区 電話 045-224-8163
南区 電話 045-341-1138
保土ヶ谷区 電話 045-334-6394
神奈川区 電話 045-411-7019
磯子区 電話 045-750-2494
- ④ 相談・苦情窓口担当:市川 雪梅 電話 045-316-8018

寄せられた相談・苦情に対し、管理者は速やかに相手先に連絡をとり、必要があれば利用者宅を訪問し、その内容の確認や状況の把握に努める。

事業所内で会議を開き、問題点の整理を行い、今後の改善策を検討する。改善策について、管理者が利用者に対し事情説明を行います。管理者は改善策を実施するとともに従業員への指導を徹底させ再発防止に努める。居宅介護支援事業者・市町村及び国民健康保険団体連合会に対し報告を行い、助言をうける。相談・苦情を受け付けた場合は、その内容と処理経過を記録する。